

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する事務処理要領

制定：平成 30 年 7 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 4 章に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する事務処理について、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(登録通知等)

- 第 3 条 法第 10 条第 3 項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（第 1 号様式）により行うものとする。
- 2 法第 10 条第 4 項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録基準に適合しない旨の通知書（第 2 号様式）により行うものとする。
- 3 法第 11 条 2 項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を拒否した旨の通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第 4 条 市長は、法第 13 条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するものとし、登録簿の閲覧を求められた場合は、建設部建築住宅課内において当該登録簿を閲覧させるものとする。

(廃止の届出)

第 5 条 法第 14 条第 1 項の規定による登録事業の廃止の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（第 4 号様式）により行うものとする。

(報告の徴収)

- 第 6 条 市長は、法第 22 条第 1 項の規定により登録事業者に報告を求める場合は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理状況に関する報告を求める通知書（第 5 号様式）により、その登録事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により市長から報告を求められた登録事業者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理状況に関する報告書（第 6 号様式）を市長に提出して報告するものとする。

(指示)

- 第 7 条 法第 23 条第 1 項の指示は、登録事項訂正指示書（第 7 号様式）により行う。
- 2 法第 23 条第 2 項の指示は、登録事業改善措置指示書（第 8 号様式）により行う。
- 3 法第 23 条第 3 項の指示は、登録事業是正措置指示書（第 9 号様式）により行う。

(登録の取消し及び抹消)

第8条 法第24条第3項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書(第10号様式)により行う。

(台帳)

第9条 市長は、第3条から前条までの事務処理の経過等について、台帳を整備し、記録し、及び保存して、常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月23日から実施する。